

倉敷市立乙島東小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- 本校は学年・学級の小規模校で、子どもたちも非常に和気あいあいと生活する様子が見られる。しかし、クラス替えもなく、人間関係が固定されやすい状況であるため、いじめの未然防止の取組を推進する必要がある。そのためには、外部組織とも連携して学校をあげた構造的な取組を行う。また、情報モラル教育の推進やいじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も欠かせない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には生徒指導主事を中心として、全職員が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、校内研修や参観日等での保護者への啓発を通して、情報モラルについての教育を推進する。
 - いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。
- 〈重点となる取組〉
- いじめの早期発見のために、教育相談週間を利用してアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有し、指導に役立てる。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- PTA 総会や学校だより等で学校基本方針を説明し、いじめ問題の取組について保護者の理解を得るとともに、研修会や学級懇談会を活用した意見交換や話し合いの場を増やす。
- 学校評議員会や青少年を育てる会に情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のいじめ問題や携帯電話の正しい使い方等についての啓発のために保護者向けの研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- 基本方針に基づく取組のPDCA
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- 定例として月1回（職員会議において）
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- 職員会議や終礼で全教職員に周知
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- 校外
SC、SSW
 - 校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- 倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- スクールソーシャルワーカー等の派遣

〈学校側の窓口〉

- 教頭

〈連携機関名〉

- 玉島警察署

〈連携の内容〉

- 非行防止教室の実施

〈学校側の窓口〉

- 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

（職員研修）

- 教職員の指導力向上のための研修として、情報モラル教育や児童理解をよりよく行うための研修を行う。

（児童会活動）

- 人権週間において、児童自らが考え、企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を支援する。

（居場所づくり）

- 日々の授業や特別活動の中で、だれもが認められる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。

② 早期発見

（実態把握）

- 児童の実態把握のためのアンケートを年2回実施し、教育相談を通していじめの早期発見を図る。

（相談体制の確立）

- すべての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かい声かけを行い、いつでも相談できるような体制を整える。

（家庭への啓発）

- 積極的ないじめの認識につながるよう、家庭におけるいじめへの対処に関する啓発を行う。

③ いじめへの対処

（いじめの有無の確認）…いじめを受けているとの通報を受け、可能性がある場合には、速やかはいじめの有無の確認を行う。

（組織的対応の検討）…いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

（いじめられた児童への支援）…いじめが確認された場合には、その児童を最後まで守り抜くことを最優先にし、支援を行う。

（いじめた児童への支援）…いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。